

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

完

安永四年 十二月

村鑑明細帳

上総國山辺郡

栗生村

経済学部
研究室
57
793





51251

御料御新田持添

上総国山辺郡

一高貳百五拾八石七斗七升七合 栗生村

佃拾石七斗七升合 濱高八 江戸迄道法十七里

内 六斗 用水去年代高引
貳拾石四斗八升七合 每地高田座尔

此反別三拾四町貳反三畝拾七步

内 貳拾七町六反六畝貳拾七步 田方
拾貳町五反六畝貳拾七步 畑方

此後

- 一 上田四反六畝拾步 盛十五
- 一 中田四町九畝拾步 町十貳
- 一 下田拾七町壹反卅九步 町七
- 一 屋敷畑三反八畝十九步 町十
- 一 中畑壹町四畝貳拾步 町六
- 一 下畑拾壹町壹反三畝拾步 町三

外

一 高六拾畝三斗壹升四合三勺 米納新田

此反別拾壹町八反六畝拾步

此役

- 一 下田七町五反三畝廿八步 盛七
- 一 下畑四町三反貳畝拾步 町三

一 高貳拾九石壹斗八升四合五勺 永納新田

此及別拾四町八反五步

内 六反四步
拾四町式反七步

田方
烟方

此役

- 一中田 四反七畝九步
- 一下田 七反八畝廿五步
- 一上烟 七反五畝廿七步
- 一中烟 式反三畝式拾五步

反六斗代
反五斗代
反四斗代
反三斗代

- 一下烟 七町五反七畝廿六步
- 一下之烟 六町式反五畝拾九步

反式斗代
反七斗五升代

本田并新田共

高合三百五拾七石六斗六升九合八夕

外

一田烟合式町式反六畝拾四步

永納新田

内 七反九畝廿四步
式町六畝式拾步

田方
烟方

此役

一下田 志反九畝廿四步

一下畑 志所三反志畝廿五步

一下畑 七反四畝廿五步

外二

一 山地 志町三畝拾四步

一 田畑 六反四畝拾八步

一 新屋浦 山地 志町四反三畝七步

片貝村

鑓納新田

入か後永納

鑓永納新田

一 御高札

志ヶ所

一 家数 百五拾五軒内

本百姓九拾九軒
水吞百姓五拾六軒

一 人数 八百拾五人内

四百三拾六人男
三百七拾九人女

馬拾七疋

一 草蒨場

無所産小

一 近村入会之芝地

無所産小

一 御地頭様林

無所産小

- 一 田地養水川 無以産小
- 一 用水溜式ヶ所 以産小
- 一 沼并池 無以産小
- 一 堰場走ヶ所 以産小
- 一 坎樋 無以産小
- 一 田方 所土
- 一 畑方 所土
- 一 悪水堀水除土手御普請所 無以産小

- 一 橋 小橋式ヶ所内巻ヶ所片貝村之組合堰惣ヶ申候
- 一 漁権場 以産不漁業稼仕運上金上納仕小
- 一 塩御年貢 相納申小
- 一 麦大豆小豆小物成納来り申候
- 一 往年有米与村ヶ七里海馬附ヶ西浦ヶ之村迄棒出仕小
海止は多徳迄一里迄凡九里餘は在り
- 一 前裁との作り来り不申候
- 一 市々 無以産小
- 一 耕作之間、男、薪刈採女、麻木綿稼仕候尤夏男

女共之塩採搬仕候

一 濱権有之小夜、男女共濱口出渡也仕候

一 御傳馬宿継以之

無法昼候

一 御提飼馬之付御鷹御用宿御用人是并御止鳥御用人是相勤御定法之通相守罷在小事

但 御鷹合判御鷹系木札
御餌鳥合判以紙札

老枝 老枝

右式枚從 御公儀様村方御度小存名主方
以奉願前持仕小事

一宮

七子幼

第六天宮	老社
若宮	老社
水神宮	老社
諏訪宮	老社
八幡宮	老社

蛭子宮 志社
 船竟神宮 志社

一 寺

但日蓮宗三門村妙壽寺末寺石尾山普禰寺

志今訓

一 社人

無所産不

一 行人山伏

無所産不

一 穢多

無所産不

一 非人小屋

志今訓村番人江差置候
 申

一 當村地統

東之方

海辺魚漁場塩場 但

人居与魚澳迄
 道法江十町余

西之方

柳向方様法知行所大宿村

人居与人居迄
 道法江四町余

南之方

柳向方様柳知行所貝塚村
 柳知行所細屋浦村

人居与人居迄
 道法江老分余
 人居与人居迄
 道法江老分余

北之方

松平豊前守様外三郎片貝村

人居与人居迄
 道法江老町余

御料御新田御塚俣兵衛様御代及所

一高三拾石六合

栗生村惣百姓持添

御料御新田御塚俣兵衛様御代及所
一 九反五畝九步

栗生村惣百姓持添

右之此度村疆内^内細帳被^細仰付候存私共之會
相改書上不通相凌之無御存以上

安永七年未十二月

栗生村

名主

組頭

市右衛門

仁兵衛

權左衛門

三郎

若兵衛

与五右衛門

平山八大夫様
細井平兵衛様

當御年番吉田忠房様

御代官
平山八大夫様
細井平兵衛様

安永四年未圖十二月五日

但し 伝白紙

惣百張
清兵衛
左兵衛
右兵衛
伊兵衛

150

